

野田市立清水保育所 公私連携保育法人募集要項

1 募集の趣旨

多様化する保育ニーズに対し、保育の質及びサービスの更なる向上を図るため、令和9年度から児童福祉法第56条の8の規定による公私連携型保育所の運営を行う事業者（以下、「公私連携保育法人」という。）を募集する。

2 運営期間

令和9年4月1日から令和39年3月31日まで（30年間）

※園舎の建替えを行うことを条件とする。

3 財産の取扱い

（1）建物及び附帯施設

公私連携型保育所の運営開始前に、老朽化が著しい保育室の床（つばめ組、たんぽぽ1組、たんぽぽ2組、もも組、遊戯室）について、野田市（以下「市」という。）が修繕を行う。

園舎の建替えに伴う仮園舎設置や建て替え中の保育提供体制等に係る協議が整うまでの間（公私連携型保育所の運営開始後5年目を目途とする）は有償貸付とし、協議が整った後に無償譲渡する。

運営開始後は、建物の保守点検、維持管理、修繕等に関する費用は全て公私連携保育法人が負担するものとし、必要な修繕については軽微なものを除き、事前に市と協議すること。

また、無償譲渡に当たり、所有権移転登記等に要する費用については、公私連携保育法人が負担するものとする。

なお、無償譲渡に当たっては、議会の議決を得ることが要件となる。

（2）土地

①市有地

令和9年4月1日から令和39年3月31日まで（30年間）を期間として、有償貸付とする。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づく貸付けであることから、議会の議決を得ることが要件となる。

②私有地

所有者と協議の上、市が借り受けた土地を公私連携保育法人に貸し付ける。

（3）施設備品

現状有姿で無償譲渡する。

なお、無償譲渡に当たっては、議会の議決を得ることが要件となる。

4 園舎の建替え

園舎の建替えは、建物の無償譲渡後3年以内に完了し、新園舎で保育を行うこと。ただし、社会情勢の変化等により保育需要の把握が困難であるなどの理由により、無償譲渡後3年以内に建替えができないやむを得ない事由がある場合は、市と協議の上、対応する。

また、在園児の保育を行いながら、建替えを行うこと。

なお、建替えに当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）、千葉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法規等を遵守すること。

5 施設の現況

（1）施設概要

施設種類		保育所					
施設名称		野田市立清水保育所					
所在地		野田市清水881番地					
開所年月日		昭和27年4月25日					
建物概要	建築日	昭和52年4月1日 最小のI s値：0.43（平成24年耐震診断）					
	建物構造	鉄骨造平家建					
	延床面積	883.00㎡					
	主要施設	保育室（6室：367.02㎡） ほふく室、遊戯室、調理室、事務室					
	附帯施設	駐車場（12台） 遊具（別紙「備品・遊具一覧」参照）					
敷地概要	敷地面積	3,223.05㎡（野田市：578.25㎡ 借地：2,644.80㎡）					
	用途地域	第一種低層住居専用地域					
	建ぺい率	50%					
	容積率	100%					
インフラ	電気	低圧電力					
	ガス	L P ガス					
	上水道	公営水道供給					
	下水道	公共下水道処理					
利用定員（130人）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		6人	18人	23人	27人	28人	28人

（2）施設の管理基準

保育標準時間認定者	基本保育：午前7時から午後6時まで 時間外保育：午後6時から午後8時まで
保育短時間認定者	基本保育：午前8時30分から午後4時30分まで 時間外保育：午前7時から午前8時30分まで 午後4時30分から午後8時まで
休所日	①日曜日 ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ③12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） ※ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

6 整備、運営及び引継ぎに係る経費

(1) 整備に係る経費

就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、市の予算の範囲内において、施設整備費用の一部を補助する。なお、施設整備費補助事業の実施は保育所等整備事業に関する国及び市の予算の成立が条件となることに留意すること。

(2) 運営に係る経費

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）で定める公定価格に基づき支払うものとする。そのほか、市が定める各補助金規則等に基づき、補助を行うものとする。

※関係法令に改正があった場合は、改正された内容に基づき補助を行う。

(3) 合同保育に係る経費

現指定管理者から公私連携保育法人への引継ぎが必要となった場合は、合同保育に係る人件費について、別途協議の上、市が負担するものとする。

7 応募資格

次の（1）から（9）までの全ての要件を満たすこと。

- (1) 法人格が社会福祉法人、学校法人又は株式会社であること
- (2) 次のいずれかの施設について、現に5年以上の運営実績を有している者
 - ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所
 - ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年を経過していること又は当該応募申込日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (7) 野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条例第9条に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと
- (8) 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第23条の規定に違反している事実がないこと
- (9) 児童福祉法第46条の規定による保育所指導監査における法令違反の実績がない者（指摘を受けたが軽微な場合、又は既に改善している場合を除く。）

8 応募書類

(1) 応募書類

- ①野田市公私連携保育法人応募申込書（様式1）
- ②法人概要（様式2）
- ③企画提案書（様式3）

(2) 添付書類

- ①法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ②定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ③納税証明書（法人税、本店所在地の法人都道府県民税及び法人市民税の未納がないことが確認できるもの）
- ④役員名簿
- ⑤財務諸表（貸借対照表、損益計算書、個別注記表、資金収支計算書）の写し（直近5期分）
- ⑥事業報告書（直近年度のもの）
- ⑦運営している保育所等に関する諸規定（就業規則、職員給与規定、法人経理規定等）
- ⑧運営している保育所等の保育所指導監査結果の写し（直近2回分）
- ⑨運営している保育所等の状況が確認できる書類（法人パンフレット、入所案内等）※施設及び保育の1日の様子が分かるもの。

9 応募手続等について

(1) 募集要項・仕様書等の配布

配布期間	令和8年2月6日（金）から
配布方法	市ホームページからダウンロードすること。 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/joho/index.html ※窓口、郵送、FAXによる配布は行わない。

(2) 現場説明会

開催日時	令和8年2月17日（火）午前10時から
開催場所	野田市役所低層棟2階中会議室2 ※市役所で資料の説明を行った後保育所に移動し、現地での説明を行う。
参加人数	各事業者2名以内
参加方法	・令和8年2月16日（月）正午までに電話又は電子メールにて参加申込みを行うこと。 ・電子メールでの申込の場合、件名は「【事業者名】公私連携保育法人に関する現場説明会参加申込について」とし、メール本文に担当者氏名、参加人数及び連絡先を記載すること。 ・電話番号及び送付先メールアドレスは「14 問合せ先」を参照すること。
留意事項	・応募を希望する事業者は、原則として現場説明会に参加すること。なお、やむを得ない事情により現場説明会に参加できない場合においても応募できるが、現場説明会の内容を別途説明は行わない。 ・説明会当日に募集要項等の配布は行わないため、事前に用意の上、参加すること。

(3) 質疑・回答

受付期間	令和8年2月19日（木）午後5時15分まで
提出方法	・質疑書（様式4）により電子メールにて子ども保育課に提出すること。また、未達防止のため、提出の際は必ず電話にて到達確認を行うこと。なお、送信トラブル等については、市は責任を負わないため、提出の際は十分注意すること。 ・電子メールの件名は「【事業者名】公私連携保育法人に関する質疑書」とすること。 ・送付先メールアドレスは「14 問合せ先」を参照すること。
回答期限	令和8年2月26日（木）
回答方法	質疑を取りまとめの上、市ホームページ上で回答を公開

(4) 応募書類の受付

提出方法	持参又は郵送により提出すること。 ※提出先は「14 問合せ先」を参照すること。
提出期限	（持参の場合） 令和8年3月5日（木）午後5時15分まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 （郵送の場合） 令和8年3月5日（木）まで（必着） ※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、封筒等の表面に「野田市立清水保育所公私連携保育法人応募書類在中」と朱書きすること。送料は、応募者負担とし、受取人払いについては、受け付けない。また、市は、郵送中の遺失、破損、遅延等の責任を負わない。提出期限までに、必ず電話にて到達確認を行うこと。
提出部数	正本1部 副本9部 ※「8 応募書類」記載されている順にファイルに綴じ、提出すること。
留意事項	・応募に係る費用については応募者の負担とする。 ・原則として、提出後の応募書類の差し替え、修正等は認めない。ただし、受付期間内に提出された応募書類のうち、書類の不備に対する追加書類を提出する場合で、市が必要と認めるときは、この限りではない。 ・応募書類は返却しない。また、提出された書類は、情報公開の請求により野田市情報公開条例に基づき開示することがある。 ・応募後にやむを得ず辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。

10 審査及び選定方法

「野田市公私連携保育法人選定委員会」（以下、「委員会」という。）による、第1次審査及び第2次審査の2段階審査を行い、公私連携保育法人を選定する。なお、委員会は非公開とする。

(1) 第1次審査（書類審査）

応募書類に基づき「7 応募資格」に定める資格要件について書類審査を行い、資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査合格者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、欠席した場合は応募を辞退したものとみなす。

開催日	令和8年3月26日（木）
開催場所	※詳細は参加者宛てに通知する。
参加人数	各事業者4名以内 ※今後、本募集による公私連携型保育所で保育を担当する予定の者を同席させること。
時間配分	プレゼンテーション：30分、質疑応答：20分
審査基準	・別紙「野田市公私連携保育法人評価項目表」（以下、「評価項目表」という。）に基づき評価を行い、総合評価点が最も高い者を公私連携保育法人候補者（以下、「候補者」という。）と決定し、協定締結に向けて協議を行うものとする。また、総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、抽選とする。 ・選定委員1名あたり120点満点、合計840点満点とする。なお、満点（840点）の60%（504点）未満の場合は失格とする。 ・市は、候補者と保育所の設置及び運営に関する協議を行うが、協議が成立しない場合や候補者が辞退した場合には次順位者を候補者として協議を行うものとする。
その他	・プレゼンテーションにパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは市が用意するが、それ以外の必要な機材は応募者が用意すること。 ・プレゼンテーションは提出した応募書類に基づき行うこととし、追加の資料配布は認めない。

(3) 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

失格要件	①「7 応募資格」に定める資格要件を満たしていない場合 ②応募書類の内容に不備（軽微なものを除く。）又は虚偽の記載がある場合 ③応募書類の内容が本要項及び仕様書に定める要件を満たしていない場合 ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合 ⑤その他、選定委員会において不相当と認められた場合
------	---

(4) 選定結果

辞退した者を除く応募者全員に対し、文書により通知する。また、審査結果は、市ホームページで公表する。なお、選定結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。

(5) 決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、協定締結前であっても候補者としての決定を取り消す。

- ①審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
- ②公私連携保育法人候補者の決定から協定締結までの間に、当該候補者の資金事情の変化等により、保育所の運営が困難であると市が判断したとき
- ③その他公私連携保育法人候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき

11 協定書の締結

候補者として選定された事業者は、児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項の規定により、市と公私連携型保育所の設備及び運営に関する協定（以下、「協定」という。）を締結する。

(1) 協定内容

- ①協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- ②公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- ③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置等
- ⑥その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

(2) 協定期間満了後（令和39年度以降）の運営

協定期間において、適切かつ安定した保育の提供がなされていると認められる場合は、再度、協定を締結するものとするが、協定内容については改めて協議を行う。

(3) 園の存続について

協定期間の途中でであっても、社会情勢が変化し、児童の減少により保育需要が見込めない等、真にやむを得ない事情がある場合には、園の存続について市と協議を行うものとする。

12 協定の解除及び指定の取消し

次のいずれかに該当した場合には、協定を解除し、公私連携保育法人の指定を取り消す。

- (1) 市の上承を得ずに、保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合
- (2) 市の上承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所を協定に定める事業以外の用途に供した場合
- (3) 市の上承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地及び建築物の形状を変更した場合
- (4) 園舎を第三者に貸し付け、又は譲渡した場合
- (5) 市の上承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合
- (6) その他、協定に反する行為、不履行その他背信行為を行った場合

13 全体スケジュール

募集要項・仕様書等の公表 (公告・ホームページ公開)	令和8年2月6日(金)
現場説明会	令和8年2月17日(火)
質疑受付期間	令和8年2月19日(木)まで
質疑に対する回答期限	令和8年2月26日(木)
応募書類受付期間	令和8年3月5日(木)まで (郵送の場合3月5日必着)
1次審査(書類審査)	令和8年3月上旬
1次審査結果の通知	令和8年3月中旬
2次審査(プレゼンテーション)	令和8年3月26日(木)
2次審査結果の通知 (公私連携保育法人候補者決定)	令和8年3月31日(火)
仮協定締結	令和8年4月下旬～5月頃
財産に係る仮契約締結	令和8年7月頃
仮協定及び財産に係る仮契約の成立 (仮協定及び仮契約が本協定及び本契約に移行)	令和8年9月議会の議決後
業務引継ぎ期間	仮協定締結日の翌日から 令和9年3月31日(水)まで
合同保育期間	令和9年1月4日(月)から 令和9年3月31日(水)まで
公私連携型保育所の運営開始	令和9年4月1日(木)

14 問合せ先

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

野田市健康子ども部子ども保育課(野田市役所高層棟2階)

電話番号 04-7199-4477(子ども保育課管理係直通)

メールアドレス hoiku@mail.city.noda.chiba.jp